

定 款

株式会社MTG

(令和2年12月25日改正)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社MTGと称し、英文では、MTG Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 美容機器、健康機器及び医療機器等の企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借並びにメンテナンス
2. 化粧品、石鹸、洗剤及び歯磨の企画、開発、設計、製造、仕入、販売並びに輸出入
3. 医薬品、医薬部外品、試薬品、化学薬品、化学製品の企画、開発、設計、製造、仕入、販売及び輸出入
4. 通信機器、装置、システムの企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借並びにメンテナンス
5. 情報処理機器、装置、システムの企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借並びにメンテナンス
6. 電子デバイスの企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借並びにメンテナンス
7. 飲料の企画、開発、設計、製造、仕入、販売及び輸出入
8. 飲料用給水機器の企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借及びメンテナンス
9. スポーツ関連用品等の企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借及びメンテナンス
10. 健康食品、サプリメント等の企画、開発、設計、製造、仕入、販売及び輸出入
11. 医療、衛生、美容及び健康に関する情報収集、情報分析、情報管理、情報提供、サービスの実施、指導並びにそれらの技術者の養成
12. 医療、衛生、美容、健康、スポーツ、宿泊及び飲食等の各種施設・設備の経営並びに関連する役務提供
13. インターネット等を利用した通信販売業務
14. 車両及び車両関連用品の企画、開発、設計、製造、仕入、販売、輸出入、賃貸借、メンテナンス並びに修理
15. 損害保険代理店業

16. 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、出版権、著作隣接権、その他知的財産権、その他無体財産権、キャラクター及びソフトウェアの取得、販売、賃貸借並びに管理運用
17. 倉庫業
18. 能力開発及び教育訓練業
19. 調査、研究開発及びコンサルティング業
20. 印刷業
21. 出版業
22. 広告宣伝業
23. 総合リース業
24. 不動産業
25. 労働者派遣事業
26. 投資業
27. 金融業
28. 前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を愛知県名古屋市の置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告の方法）

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億2000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(以下余白)